五尺あると記する。→コウゼンジ その觀音は同郡觀法寺のものと同作で、長け 興禪寺。

ユミマレカタ

通稱彌次郎。

随時に糯米の粉を混じ蒸して竿狀にしたもの 用ひる。又長柚子は、柚子の皮を塩蔵し、 で、これは直に食することを得る。 五年を保存し得べく、固くなれば蒸し直して を混じて煉りたるを半分位詰めて蒸籠でふか を粉にしたもの)に砂糖・唐辛子・醬油・味噌等 餅子と長杣餅子とがある。丸柚餅子は、秋季 したものである。その新らしきは苦味食ふに し、その中に道明寺粉(糯米を蒸し干したる に柚子の中を抉り出し、外皮を極めて薄く殘 半年許を經れば甘味となり、四 鳳至郡輪島の名物。

> ことなく、伊藤東涯・物徂徠・服部南郭等皆之 屠老莊から陰陽稗説の類に至るまで渉獵せぬ

川より分水し、割出・直江を經て大野川に入 ユミトリガハ 弓取川 ガワトリ 石川郡犀

野(今西大野)の内の小字。 弓中 ナイカン 鳳至郡河原田鄉大

橋に行か」りぬ。」とある。 なみ打過て、いぶり橋とてあやうくいぶせき たらう。文明八年の廻國難記に、『しき地いみ 落。忌浪郷の本郷で、古名はイミナミであつ ユミナミ 弓波 江沼郡那谷谷に属する部

するに、固より希質が强記を誇らんが爲虚僞

た。浚明乃ち唐詩類苑を東都に求めて之を檢 問うたが、希賢は唐詩類苑の中に在ると應へ 見る所と。重教怪しんで何れの書にあるかを

責する所となり、途にその非を蔽はんとして

書肆を引いて黨となし、浚明の詩を己の所

を述べたに過ぎなかつたから、重教の大に詰

ユミノハラシヤ 弓/原社 → ユノハラシ

列し、明和三年正月十五日十八歳を以て歿し であつた。簀曆十二年五月朔日仕へて新番に と號した。希賢の子。十二三歳にして詩を能 皆閑雅老熟、人以て父の代り作る所とした程 ユミヒロタケ ユミノモノ 弓之者 →アシガル 教に應じて藩侯に上つたもの數十首、 由美弘毅 通稱虎毛。東野 足輕。

集等がある。

ユミヤブギョウ

弓矢奉行

承應二年塚本

庄兵衛が御弓矢奉行を命ぜられたのがその始

生字考·消息活套目錄·篇集雜記·由美希賢詩

之を逐らた。希賢時に年七十四。詩語格・相 至つて重教は翌七年二月六日その祿を褫らて 藏する類苑中に捲入して板行せしめた。是に

貝原益軒に學び、後徂徠に從ひ、儒道の暇浮 して文學とし、二百石を與へた。希賢幼より 堂と號した。鎭西の人。延享二年前田宗辰徴 の名は溶、字は子善。原泉・混々齋又は水哉 は三人の事もあつた。藩有の弓矢を管するも のである。 れてから連綿した。員數は四人で、享保頃に 衛が命ぜられ、寶曆九年富田庄太夫の命ぜら 衛門、十二年大島與左衞門、その後島田十兵 であらう。寛文三年福岡甚左衛門・山口七左

とある。 賀藩の御料理人大友才三郎が料理のことを書 いたもの。本文には庖丁の大意、大友可親誌

の跋とがある。京勝田吉兵衛板。 及び暮柳舎二世後川の序と、希也(後川の子) 四季の句集である。寛政九丁巳七月闌更の序 したもので、附合數卷及び手向の發句の外、 人車大著。希因五十年忌に當つて追悼の爲に

郷に属する部落。この地に微温の泉が涌く故 に名づけたといふ。

教乃ち之を希賢に示し、作者の名を言はずし

て詩の善思を問うた。希賢曰くこれ古詩中に

中。一線女紅含"日晷。五花紋履賀"公宮。 令,氣葱々。魯雲夕結,崇臺上。舜琯晨搖,提室

3 重

飄休」入"詞臣獎"

腸」簡相如詩未、工。』と。

を賦せしめたが、浚明七律一篇を賦して之を

上つた。日く『淑景知,從,北陸,通。朝施,春

年十一月前田重敬不破浚明に命じて冬至の詩 折し、箝口せしめねば止まなかつた。明和六 つを欲せず、藩儒の講説の非を聴けば之を面 を推賞する所であつた。しかし人の下風に立

婆林の十三回忌を

營んだことなどが記されて 津幡から金澤に來つて、三月十八日龍國寺に を經、石動山より越中に入り、三年正月また 月十八日であつた。その後八月五日更にこの 等板。幾曉は寬延元年十月伊勢山田を發し、 木·飯田·正院·真脇·宇出津·鵜川·中居·所口 地を出で、津幡・能登一宮・富木・輪島・曾々 松任に滯杖し、その金澤に入つたのは二年六 越前を經、加賀大聖寺・山中・那谷・小松・本吉・ 人幾曉著。京井筒屋庄兵衛·東武辻村五兵衛 ユリノシュウ 百合野集 三册。伊勢の俳

に在る山。高さ六〇四米。地質第三紀層。 ユルギヤマ 動山 能美郡茗荷谷部落の東

ユメノアト ユメデノタドリ ゆめのあと 夢路のたどり 一册。 一册。 金澤の俳 加

ユヤガ ハラ 湯谷ヶ原ハラガ 河北郡金浦

ユワクオンセン

温泉あるを以て邑名を得た。

ユワク

石川郡湯涌郷に属する部落。

十村田井村二郎吉の書上に、『石川郡湯涌村 在る。開湯の初は不明であるが、寶曆三年 性となる。温度攝氏四一度。 反應は弱微酸性を有し、加温すればアルカリ 類泉、無色透明無臭にして微かに鹹味を帶び、 月掘縣によつて復舊し、昭和七年十一月又別 本泉の涌出口も亦一たび破壊せられたが、 證となる。安政五年二月廿六日越中常願寺川 正の比戰死のしるしなり。一年の秋湯治の隙 湯涌の入口に古墳あり。我が祖先の何がし天 理したといひ、元祿十三年著の草庵集に『此 文六年には藩費を借りて湯壺及び湯ざやを修 があつて湯税を課せられたことが知られ、 湯役百七十二匁と御座候。唯今以其通に御座 而私親五兵衞に被仰付候帳面の内に、湯涌村 定小物成取立帳面・御印にも被成下、小松に 湯役銀上初、年號相知不申候。明曆二年三月 に泉源を掘鑿して面目を一新した。泉質は塩 空』と記されるのも、 に尋て、苔ながらいく世男松の露しぐれ 候。』とあるから、前田綱紀の初世既に營業者 上流に震央を有した地震の影響を受けて、 亦當時開湯してゐた傍 石川郡湯涌に 鑑 Ħ. 旬

の芹句空間 祿十三年の草庵集に『年とりや湯涌の蕪田井 暦十三年の調書にも『長蕪、湯涌村』とある。元 延寶六年の名産書上に湯涌かぶらを記し、實 ユワクカブラ 湯涌燕 石川郡湯涌の産。

跨つて居た。 藩政時代に石川郡では、 茅原・ 七曲・西市瀬・下谷・白見・上原・畠尾・羽場・田 ユワクゴウ 石川郡及び河北郡に